

千葉市立青葉病院患者給食業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

病院における患者給食業務は、個々の患者の疾病治療に貢献する必要な至適栄養が考慮され、かつ患者満足度を向上させる食事を提供するとともに、安全で効率的な運営の確保を目的として実施する。なお、プロポーザル方式により、委託予定額を超えない範囲で、より優れた提案をした業者を契約業者として選定する。

2. 一般事項

(1) 名称

千葉市立青葉病院患者給食業務委託契約

(2) 委託者

千葉市病院事業管理者 齋藤 康

(3) 委託業務内容

別紙「千葉市立青葉病院患者給食業務委託契約仕様書」のとおり

(4) 契約業者選定方式

プロポーザル方式により企画提案書を求め、審査基準を基に審査を行い、契約候補者を決定する。

(5) 委託予定額

6,848,000 円以内（月額税抜）

(6) 事業期間

引継期間 平成28年12月 下旬から平成29年 3月31日まで

※上記期間内で調整し引継を行うものとする。

契約期間 平成29年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

※引継期間において発生する費用は新受託者が負担すること。

(7) 企画提案競技スケジュール

平成28年11月 8日（火）	公告（参加表明書・質問書受付開始）
平成28年11月18日（金）	現場説明会
平成28年11月22日（火）	参加表明書・質問書提出締切 午後5時
平成28年11月24日（木）	質問に対する回答期限
平成28年11月25日（金）	企画提案書提出受付開始
平成28年11月30日（水）	企画提案書提出締切 午後5時
平成28年12月 7日（水）	総合審査（書類審査）
平成28年12月 上 旬	結果通知
平成28年12月 //	見積もり提出依頼
平成28年12月 //	見積もり提出期限
平成28年12月 下 旬	引継期間開始
平成29年 4月 1日（土）	契約締結および業務開始

3. 応募の要領

(1) 応募者の資格要件

ア 平成 28・29 年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

イ 上記の者の内、所在地区分名に「市内」「準市内」、業種（大分類）に「医療・医事・給食」、業種（中分類）に「病院給食」を届け出ていること。

ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
- ② 当該入札日前 6 か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの
- ⑤ 入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）による指名停止措置を受けている者

エ 企画提案書の提出期限において、千葉市の指名停止措置をうけていないこと。

オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないものであること。

カ 千葉市暴力団の排除の推進に関する条例の規定に違反しないもの。

キ 千葉市において都市計画法に違反していないもの。

ク 千葉市税を滞納していないもの。

ケ 過去 5 年間に於いて、医療施設等で本委託と同等規模以上の履行実績があること。

(2) 提出書類

ア 提出書類

- (a) 応募申込書（様式第 1 号）
- (b) 会社概要（様式任意）
- (c) 企画提案書（様式第 2 号）
- (d) 見積書（様式任意）※算出根拠等を詳細に記載すること。
- (e) 本委託と同等規模以上の履行実績を証するもの。（契約書の写し等）

イ 提出部数 7 部（押印のあるものは 1 部を正本とし、6 部は写しとする）

ウ 用紙の大きさは A4 版とし、左端をホッチキス綴じすること。なお、両面印刷も可能とする。

(3) 応募方法

ア 提出方法：上記提出書類一式を郵送又は持参。

※土・日及び下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない。

イ 提出先・問合せ先

千葉市立青葉病院事務局

住所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町 1273-2

電話：043-227-1131(代) FAX：043-227-2022

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

電子メール：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp

担当者：小泉・佐竹

(4) 質問等の受付

本実施要領の内容について質問がある場合は質問書（様式第3号）を提出すること。

ア 提出期限：平成28年11月22日（火）午後5時必着

イ 提出方法：質問書を紙または電子メールにて千葉市立青葉病院事務局へ提出。

※電話での受付は行わない。

ウ 回答方法：企画の応募期限まで青葉病院のホームページにて掲載することにより行う。

4. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

ア 選考 書類審査

(2) 審査項目

審査項目 採点割合

① 企画提案内容 85/100

② 費用等 15/100

選定評価基準（選考のポイント）

- ・提案内容（各種献立、病院給食に対する考え方他）など
- ・費用（提案見積額及び提案見積額と提案内容の費用対効果）など

(3) 審査方法

ア 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、病院職員で構成する選定委員会を設置する。

イ 選考については、応募者から提出された企画提案書により、選定委員会が選定評価基準を基に評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

(4) 業務受託候補者の選定

選考の評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を契約候補者として選定する。

ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

(5) 選考結果の通知

ア 選考結果は、応募者全員に通知する。

イ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 失効及び無効

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合

- イ 委託予定額を超えている場合又は仕様書の内容を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

5. 契約方法

- (1) 契約候補者から、改めて見積書を徴し、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (2) 前項の協議が不成立の場合は、次点の者を繰り上げ契約候補者とし、契約締結について協議する。
- (3) 契約にあたり、契約候補者は千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または、同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を収めること。ただし、契約候補者が同29条に該当する場合は、これを免除する。

6. その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。
- (3) 提案は一応募者一提案とする。
- (4) 応募申込者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募申込がない場合は、本企画提案競技を中止する。
- (5) 本企画提案競技における選定委員会の評価が、一定の水準を満たさない場合は、選定委員会の判断により、企画提案書は採用されない場合がある。
- (6) 審査の過程で、提案内容に疑義が生じた場合や提案についてさらに詳しい説明が必要な場合は、応募者に問い合わせる場合がある。

以 上